「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣 言いたします。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接のお取引先様を通じてその先のお取引先様に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、お取引先様との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お取引先様のテレワーク導入やBCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築 の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様から申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなどお取引先様の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

型の取り扱い条件を明確にして取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、お取引先様に対して型の無償保管要請を行わないよう十分に配慮いたします。

③ 手形などの支払条件

お取引先様への下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等 を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

4 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、取引関係を通じて知り得たお取引先様の知的財産権やノウハウ等に関して、お取引先様に損失を与えることが無いよう、十分に配慮いたします。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

お取引先様も働き方改革に対応できるよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な 仕様変更を行いません。災害時等においては、お取引先様に取引上一方的な負担を押し付けな いように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮いたします。

2022年4月1日

三井金属鉱業株式会社

代表取締役社長納武士